

条例等立案表

<p>題名 徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令について</p>	<p>課(室)名 教育委員会 教育総務課</p> <p>担当者名 吉田 正人</p> <p>電話番号 内線 三二〇八</p>
<p>制定理由 徳島県立富岡東中学校の設立に伴い、同校の文書の記号を定める必要があるため。</p> <p>あらまし</p> <p>1 徳島県立富岡東中学校から発する公文書の記号を定めることとした。</p> <p>2 この訓令は、平成二十一年十一月一日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置 なし</p>	<p>考</p>
<p>関係法令等 徳島県立学校設置条例(昭和三十九年条例第五十五号)</p>	<p>備</p>

徳島県教育委員会訓令第 号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年十月 日

徳島県教育委員会

委員長 山 田 喜 三 郎

徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令

徳島県教育委員会文書規程（平成十三年徳島県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

別表（第4条関係）中

徳島県立城ノ内中学校

城ノ内中

を

徳島県立城ノ内中学校
徳島県立富岡中学校

城ノ内中
富 岡 中

に改める。

附 則

この訓令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

新旧対照表
徳島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令

(新)		(旧)	
別表 (第4条関係)		別表 (第4条関係)	
教育機関の名称	記号	教育機関の名称	記号
(省略) 徳島県立城ノ内中学校 徳島県立富岡東中学校 徳島県立川島中学校 (省略)	城ノ内 富中 川中	(省略) 徳島県立城ノ内中学校 徳島県立川島中学校 (省略)	城ノ内 川中
附則			
この訓令は、平成二十一年十一月一日から施行する。			

(参考)

- 徳島県教育委員会文書規程 (平成十三年徳島県教育委員会訓令第三号)
(文書の記号、番号等)
第四条 (略)
- 2 次の各号に掲げる文書には、それぞれ当該各号に定めるところにより、記号を付けるものとする。
- 一 四 (略)
- 五 教育機関において教育機関名又は所属長名以上で発する文書 (第一号及び第二号に掲げる文書を除く。)
- 別に例式があるものを除き、別表に定める記号を付けること。

徳島県立学校設置条例 (昭和三十九年徳島県条例第五十五号)
(名称及び位置)

第二条 徳島県立学校の名称及び位置は、別表のとおりとする。

別表 (第二条関係)
その1 中学校

名 称	位 置
徳島県立城ノ内中学校 徳島県立富岡東中学校 徳島県立川島中学校	徳島市北田宮一丁目 阿南市領家町 吉野川市川島町